

立川市障害福祉サービスガイドライン（支給決定基準）の一部改正について

立川市障害福祉サービスガイドライン（支給決定基準）（令和5年3月作成）について、次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>第1章 居宅介護</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(5) 具体的なサービス内容</p> <p>①身体介護 ……略……</p> <p>②家事援助 ……略……</p> <p>    * 1 ……略……</p> <p>    * 2 ……略……</p> <p>    * 3 : <u>家事援助における「育児支援」は、直接のサービス提供が対象者以外となるが、対象者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものであり、次の(ア)から(ウ)の全てに該当する場合に、個々の対象者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、居宅介護等の対象範囲に含まれるものとするが、原則、子育て部門のヘルパーサービスとの併用はできない。</u></p> <p>    <u>(ア) 対象者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合</u></p> <p>    <u>(イ) 対象者（親）の子どもが一人では対応できない場合</u></p> <p>    <u>(ウ) 他の家族等による支援が受けられない場合</u></p> <p>※ 本市において、<u>精神障害者への家事援助は、対象者の有する能力や状態</u>に応じて、<u>社会復帰及び自立と社会活動への参加</u>ができるよう支援するサービスを基本とする。</p>	<p>第1章 居宅介護</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(5) 具体的なサービス内容</p> <p>①身体介護 ……略……</p> <p>②家事援助 ……略……</p> <p>    * 1 ……略……</p> <p>    * 2 ……略……</p> <p>    * 3 : <u>育児支援は、親が障害のために十分に子供の世話ができない場合であり、保育園の送迎といった乳幼児（おおむね就学前）の世話をを行うものである。</u>原則、子育て部門のヘルパーサービスとの併用はできない。</p> <p>※ 本市において精神障害者への家事援助は、対象者の有する能力に応じて、社会復帰及び自立と社会活動の参加ができるよう支援するサービスを基本とする。</p>

そのため、サービスの提供に当たっては、単に調理等の家事を代行するのではなく、調理等の日常生活能力を向上させる視点に立ち、ヘルパーが対象者とともに行う共同実践を家事援助の基本とするが、対象者の状態に応じて、ヘルパーが調理等の家事を代行することを妨げるものではない。

③身体介護・家事援助の対象とならない支援 ……略……

④通院等介助（身体介護を伴う・伴わない） ……略……

（6）留意事項 ……略……

第2章 ～ 第25章 ……略……

第26章 その他  
……略……

・平成30年3月30日「障害福祉サービス等報酬に関するQ&A VOL.1」

・平成30年3月30日老振発0330第2号 厚生労働省老健局振興課長通知

「「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正について」

・平成30年11月28日30福保生保第1029号 東京都福祉保健局生活福祉部保護課長通知

「保護施設通所事業対象者の障害福祉サービス利用について」

……略……

そのため、サービス提供に当たっては、日常生活を代行するのではなく、日常生活能力を向上させる視点に立ち、家事援助の内容について、ヘルパーが支援対象者とともに行う、共同実践を基本とする。

③身体介護・家事援助の対象とならない支援 ……略……

④通院等介助（身体介護を伴う・伴わない） ……略……

（6）留意事項 ……略……

第2章 ～ 第25章 ……略……

第26章 その他  
……略……

・平成30年3月30日「障害福祉サービス等報酬に関するQ&A VOL.1」

・平成30年11月28日30福保生保第1029号 東京都福祉保健局生活福祉部保護課長通知

「保護施設通所事業対象者の障害福祉サービス利用について」

……略……

この改正は、令和5年8月1日から適用する。